ふじみ野市学校運動場照明施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正案	現行
(利用の制限)	(利用の制限)
第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、	第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、
照明施設の利用を許可しない <u>ことができる</u> 。	照明施設の利用を許可しない。
(1) 公の秩序又は <u>善良の</u> 風俗を <u>害する</u> おそれがあるとき。	(1) 公の秩序又は風俗を <u>乱す</u> おそれがあるとき。
(2) 営利を目的とした <u>催し等</u> を行うおそれがあるとき。	(2) 営利を目的とした <u>催等</u> を行うおそれがあるとき。
(3) <u>前2号に掲げるもののほか、照明施設の</u> 管理上支障があるとき。	(3) <u>その他</u> 管理上支障があるとき。
(使用料)	(使用料)
第7条 (略)	第7条 (略)
2 既納の <u>使用料は、</u> 還付しない。ただし、 <u>市長</u> が特別な事由があると認	2 既納の使用料は還付しない。ただし、教育委員会が特別な事由がある
めるときは、全部又は一部を還付することができる。	と認めるときは、全部又は一部を還付することができる。
(使用料の <u>免除</u>)	(使用料の <u>減免</u>)
第8条 <u>市長</u> は、公用 <u>に供し、又は災害その他市長が特別に</u> 認めるときは、	第8条 <u>ふじみ野市長</u> は、公用 <u>又は公益上特に必要があると</u> 認めるとき
<u>前条に規定する使用料を</u> 免除することができる。	は、 <u>使用料を減額し、又は</u> 免除することができる。
(賠償の義務)	(賠償の義務)
第12条 利用者又は入場者が故意又は過失により施設等を滅失し、又は	第12条 利用者又は入場者が故意又は過失により施設等をき損し、減失
<u>損傷した</u> ときは、それによって生じた損害を賠償するものとする。	<u>した</u> ときは、それによって生じた損害を賠償するものとする。